

共済組合業務 DX 化に伴うシステム導入および
運用支援業務委託に係る
提案競技実施要領

令和 7 年 9 月
福岡市職員共済組合

1 趣旨

この要項は、福岡市職員共済組合（以下、「共済組合」）の共済組合業務 DX 化に伴うシステム導入および運用支援業務委託にあたり、最優秀提案者を選定するための提案競技について、必要な事項を定めるものとする。

2 件名

共済組合業務 DX 化に伴うシステム導入および運用支援業務委託

3 業務の内容

資料1「仕様書(案)」のとおり。ただし、本提案競技で採用された企画提案書に基づき、共済組合と協議を行った上で、必要に応じて内容の一部を変更する場合がある。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

5 提案上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(参考) 共済組合加入者数 27,146人(令和7年8月1日現在)

内 在職中の組合員： 16,331人

任意継続組合員： 318人

被扶養者 : 10,497人

6 スケジュール

公示／質問受付開始	令和7年9月4日(木)
質問受付期間	令和7年9月12日(金)
質問に対する回答（ホームページ上に公開予定）	令和7年9月17日(水)
提案競技参加申込書の提出期限	令和7年9月24日(水)
企画提案書等の提出期限	令和7年9月29日(月)
提案競技選定委員会	令和7年10月上旬頃
審査結果の通知	提案競技選定委員会から3営業日内
契約締結	令和7年10月上～中旬頃

7 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JV のすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JV として参加する場合は、構成員のすべてがその他の JV の構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されている福岡市ホームページのアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 過去に同じシステムについて他の共済組合等と契約した実績があること。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合又は当組合に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期間

募集開始 から 令和 7 年 9 月 12 日(金) まで

- (2) 質問方法

質問は、質問書（様式 1 号）に記入の上、電子メールで提出する。

※ 提出先は「15 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

- ※ メールの件名は、「共済組合業務 DX 化に伴うシステム導入および運用支援業務委託に関する質問」とすること。
 - ※ 質問書提出後は、確認のため共済組合へ電話連絡を行うこと。
- (3) 質問に対する回答
- 受け付けた質問については、令和 7 年 9 月 17 日(水)までに福岡市職員共済組合ホームページに回答を掲載する（類似する質問は集約して回答）。

9 提案競技参加申込書等の提出

提案競技への参加を希望する場合は、「7 この提案競技に参加する者に必要な資格」を確認し、以下のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和 7 年 9 月 24 日 (水) 必着
- (2) 提出先
「15 問い合わせ・書類提出先」のとおり
- (3) 提出方法
持参、郵送のいずれかによること。
 - ※ 持参による場合の受付時間は、平日の 9 時～18 時とする。
 - ※ 郵送による場合は、特定記録、簡易書留またはレターパック等の追跡可能な手段によるものとすること。
- (4) 提出書類
 - ア 提案競技参加申請書（様式 2 号）
 - 注) JV で申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。
 - イ 会社概要（事業概要がわかるパンフレットでも可。）
 - ウ 登記事項証明書（法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること。履歴事項全部証明書でも可。）
 - エ 市町村税を滞納していないとの証明書
 - ※ 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
 - ※ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
 - オ 消費税及び地方消費税納税証明書
 - ※ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
 - ※ 証明書の種類は「納税証明書（その 3）」を選択すること（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）。

カ 委任状（様式3号）

※ この提案競技の案件に係る共済組合との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式3号により委任状を作成して提出すること。

キ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

ク デモンストレーション希望申出書（様式6号）

上記書類のうち、ウ～オについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

10 企画提案書等の提出

提案競技参加申込みを行った者は、以下のとおり「企画提案書」を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年9月29日(月) 必着

(2) 提出方法

電子メールにより共済組合へ提出することとする。提出方法の詳細は、「8 質問の受付及び回答」「9 提案競技参加申込書等の提出」を参照。

(3) 提出先

「15 問い合わせ・書類提出先」のとおり

(4) 提出書類及び部数

企画提案書（様式任意） 正本1部、副本1部

見積書（様式4号） 正本1部、副本1部

(5) 作成要領

- 提出書類のうち副本については全体にわたって参加事業者名が分からぬよう
にすること。
- 資料は横長とし、20ページ以内で作成する。
- 企画提案書表紙の次に目次を、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。
- 企画提案書は、資料1「仕様書(案)」に示した内容を踏まえたうえで、資料2「評価項目配点表」の項目順により記載すること。
- 本提案競技において使用する言語は「日本語(商標及び固有名詞を除く)」、通貨単位は「円」とする。

(6) 特記事項

- 見積単価の範囲内で、本事業の目的に照らし、その効果を増進すると考えられる独自の提案内容があれば、提案すること。

- ・ 1者1提案とし、1者から複数の提案は認めない。
- ・ 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ・ 提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、共済組合が軽微な変更として認めた場合については、その限りでない。提出された書類の返却は行わない。
- ・ 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ・ 提出期限を過ぎた場合は失格となる。
- ・ 本提案競技に参加する者が1者であった場合も、企画提案書の内容について審査を行い、最優秀提案者を選定するものとする。

11 提案競技選定委員会による審査

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する提案競技選定委員会（以下「委員会」という。）を以下のとおり実施する。委員会に参加する提案者については、以下のとおりプレゼンテーション（提案内容の説明及び質疑応答）を行う。

(1) 委員会実施日

令和7年10月上旬頃（別途通知）

(2) 実施方法

福岡市職員共済組合（福岡市役所本庁舎内）において、対面で実施する。

(3) プrezentation

- ・ 提出された企画提案書をもとに実施することとし、原則、企画提案書に記載のない追加提案は認めない。
- ・ 提案者によるプレゼンテーションは20分、質疑応答は10分を予定しており、説明者は1団体2名までとする。なお、説明者は契約締結後本業務を主に担当する者により行うこととする。
- ・ 提案書プレゼンテーションは、基本的に提出した提案書・見積書の内容の補完するために行うためのものであり、提案書の内容を修正するような説明は認めない。
- ・ システムの操作性等の説明を行う際に、実際のシステムの画面を操作しながらの説明（デモンストレーション）を可とする。希望の有無にかかわらず、デモンストレーション希望申出書（様式6号）を提出すること。その上で、デモンストレーションの画面中において、商品（システム）名やロゴを含め、事業者名がわからないように目隠し等の加工がされているものに限り、認めるものとする。なお、提案書プレゼンテーションの開始前に提案者同席の上、共済組合が確認を行う。

- ・ デモンストレーションを行う場合は、共済組合でモニター（86型：HDMIケーブル付）のみを準備するため、提案者側ではパソコンやインターネット環境については用意すること。
- ・ 提案書プレゼンテーション中においては、事業者名、商品（システム）名等の提案者名が特定できる説明は、行わないこと。

(4) 審査方法

- ・ 委員会の各委員が、資料2「評価項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、委員全員の得点を合計した数を評価得点とする。最も評価得点が高い者を最優秀提案者とする。ただし、得点が6割に達しないときは、最優秀提案者としない。
- ・ 最も評価点の高い者が複数となった場合は、委員会の委員の合議により順位を決定し、最優秀提案者を選定する。また、委員会に参加する提案者が1者のみの場合には、評価得点が6割以上の場合に、最優秀提案者とみなし、契約相手方候補者とする。

(5) 留意事項

- ・ やむをえない事情による場合を除き、指定時間に遅れた場合は失格とする。
- ・ 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書を用いることとし、プロジェクター等の機器の使用は認めない。ただし、デモンストレーションを行う場合はこの限りではない。

(6) 審査結果の通知

審査結果は提案競技選定委員会実施日から3営業日内に、採否に関わらず電子メールにて全参加者に通知するとともに、最優秀提案者を福岡市職員共済組合ホームページにおいて公表する。

- ※ 結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。
- ※ 審査は非公開とし、審査結果に対する質問及び異議申し立てはできない。

12 契約の締結について

最優秀提案者として選定された者は、本業務に関する委託契約を共済組合と締結するものとする。締結にあたっては、委託契約書によることとする。委託内容については、審査結果通知後、仕様書をもとに最優秀提案者と共に最終調整したうえで決定する。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

13 参加の辞退・失格について

参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式5号）を提出すること。辞退しても今後不利益な扱いを受けることはない。

次の各号に該当するときは、失格とする。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 所定の期日及び場所に企画提案書を提出しなかったとき。
- (3) 提出期限後に企画提案書の差し替え及び訂正を行ったとき。ただし、共済組合が軽微な変更として認めた場合については、その限りでない。
- (4) 参加申請後に、参加者が本提案競技の参加資格要件を満たしていないことが判明したとき。
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 見積額が「5 提案上限額」に定める額を超えているとき。
- (7) 提案競技選定委員会の指定時間に遅れたとき。ただし、やむを得ない事情があり、共済組合が認めた場合は、その限りでない。

14 その他

- ・ 本事業に応募するために要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ・ 本提案競技に参加する者は、最優秀提案者決定後において、本要項等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ・ 契約締結後、当契約の履行期間中に契約者が福岡市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置または福岡市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- ・ 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁ずる。

15 問い合わせ・書類提出先

福岡市職員共済組合 保健医療係（担当：香川・松尾）

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所8階）

電話 092-711-4146

FAX 092-711-4152

Mail kyosai.GAPB@city.fukuoka.lg.jp

16 添付書類

【資料】

- 資料 1 仕様書(案)
- 資料 2 評価項目配点表
- 資料 3 契約書(案)

【様式】

- 様式 1 号 質問書
- 様式 2 号 提案競技参加申込書
- 様式 3 号 委任状
- 様式 4 号 見積書
- 様式 5 号 辞退届
- 様式 6 号 デモンストレーション希望申出書
- 参考 共同企業体協定書ひな形
- 参考 共同企業体構成団体一覧ひな形